

日本ブリタニカは不当解雇を撤回せよ



ブリタニカ闘争とは

ニオン東京合同 文京区本駒込 5-39-14 205 TEL 03-5685 5883

突然の解雇通告

英語版百科辞典の販売と、英会話事業を運営していた日本ブリタニカ(株)の奥井社長は、2001年3月末日、突然社員に5月末事業閉鎖、340名全社員解雇を通告した。同時に全国の英会話教室に閉鎖通告書を貼り出し、有無を言わせず事業閉鎖の既成事実を突きつけた。

解雇説明の欺瞞

既に事業閉鎖の既成事実をつくった上で理由を説明。シカゴ本社のドット・コム事業失敗による資金援助打ち切りで営業できなくなったのが原因だと説明した。しかしそれを裏付ける具体的な経理上の数字は一切示さなかった。

社長も解雇の嘘

シカゴ本社の決定だから社長、副社長を初め全員が解雇になるといって社員に、事業閉鎖、全員解雇は不可抗力であると思わせ、日本法人日本ブリタニカ(株)代表取締役社長としての解雇回避努力を一切放棄した。

ところが、340名の社員の首を切った当事者、最高責任者である奥井社長は首にならず、日本ブリタニカ(株)の代表取締役社長の契約を更新し、事業実態を潰した日本ブリタニカに代わって日本でブリタニカの商売をする拠点として残したブリタニカ・ジャパン(株)の代表取締役社長に就任し、更に持株会社の日本代表にまで成り上がったのである。

解雇撤回闘争

一番に責任を取るべき社長が残り、340名の社員を犠牲にして放り出し、ブリタニカの企業を残した、このような不当な解雇は許せないとして、組合員の佐藤さんは2001年12月にユニオン東京合同に加盟し、不当解雇撤回の闘いを開始した。以来日本ブリタニカ(株)に対して、「泣き寝入りはしない!」「外資企業の解雇のやり得を許さない!」闘争を継続している。

闘争経過

2006年8月17日、東京都労働委員会は組合の不当労働行為救済申立に対し「解雇に係る申立を却下し、不誠実団交の申立を棄却する」との不当な命令を出した。組合は直ちに、中労委へ再審査申立を行い、2007年6月19日に第1回審問が開かれた。組合は、中労委がどのような命令を出そうとも不当解雇撤回の闘いを継続する決意だ!

抗議先

日本ブリタニカ(株)代表取締役社長 奥井直彦
ブリタニカ・ジャパン(株)代表取締役社長 奥井直彦

品川区西五反田 8-3-1 6-2 F TEL03-5436-1388 FAX03-5436-2769